

Title	L・シュタインにおける国家と財政学
Sub Title	L. Stein : his idea of state and public finance
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.9 (1956. 9) ,p.650(38)- 661(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19560901-0038
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0038</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# L・シュタインにおける國家と財政學

大 島 通 義

- (一) 序 論
- (二) 國家と社會
- (三) 財政學と國家社會主義

## (一) 序 論

一九世紀初めのシュタイン男爵とハルデンベルグによる農民解放や行政の民主的改革は、上からの一方的な、孤立した形において進められ、ドイツにおける近代市民社會の基礎を築くまでに到らずに終つた。しかし、その後間もなく顯著なものとなつてくる新たな産業の發展は、統一的な國內市場をつくることと、時代おくれの關稅障壁を除くことを要求し、とくにエルベ河以西では經濟的に強くなつたブルジョア階級と労働者階級をつくつたが、それはまたこれらの階級が自己の政治的願望を告げ、自力でそれを主張しようように、準備した。この變化は、やがて来るべき一八四八年の革命の性格を大きく規定した。すなわち、この革命は、農民戦争以來はじめの民衆の蜂起として、下からの革命として特徴づけられるものと

なつたのである。にもかかわらず、この革命は未完成に終つた。その主要な原因の一つは、ブルジョア階級の土地貴族に對する妥協的な態度——それは、パリーの二月革命以來ヨーロッパをさまよいつめた「共產主義の妖怪」に對する恐怖に裏づけられる——であつた。

一八四八年の革命と反革命によつて生み出されたこの條件は、一九世紀後半のドイツの國家にとつて決定的な意味を持つものであつた。この矛盾にみちた社會的狀態から必然の結果として生まれた國家形態は、外見的立憲主義である。この形態は、ふるい絶對王制のこんちの解消形態であるとともにボナパルト的の存在形態でもある。プロシヤでは一八四八年から一八六六年までの外見的立憲主義は絶對王制の徐々の死滅を隠蔽し媒介したにすぎなかつた。しかし、一八六六年からは、そしてことに一八七〇年からは、社會狀態の變革が、そしてそれとともに舊國家の解體が、萬人の眼前で、かつ急激におこつた。工業、投機的な事業活動の急速な發達が、舊國家の解體を押し進める力であつた。土地貴族とブルジョア階級の

あいだの均衡を基本條件として成立していた絶對王制から、ブルジョア階級とプロレタリアートのあいだの均衡を基本條件とするボナパルト的の移行が全速力で行なわれた。一八七一年のドイツ帝國統一は、このボナパルト的の王制、ヴィルヘルム一世治下のビスマルク政權の手によつてなしとげられる。

この場合においても、ブルジョア階級は國家權力に對してきわめて軟弱であつた。彼らは、經濟的には最も強力な階級であつたにも拘らず、國家統一を自らの手で完成しようとはせず、國家權力にこれを期待した。それは、彼らが「一八四八年以來、赤い妖怪から、二度とまぬがれることは出来なかつた」からである。しばらく對立を續けてきた社會民主主義者の二つの派は、原則的不一致を乗り越えて合同して、労働者階級の政治的中核として成長し、ブルジョア階級からなほ獨立している政府に對する闘争において、ブルジョア階級をすくませるに十分なほど強力なものとなつていつた。

註(一) Abusch, A., *Der Irrweg einer Nation*, 7. Aufl., Berlin, 1951. 道家・成瀬譯『ドイツ——歴史の反省——』八頁。

- (2) エンゲルス『住宅問題』マルクス・エンゲルス選集(大月書店)第一二卷一四八頁。
- (3) エンゲルス『歴史における強力の役割』選集第一六卷四五頁。
- (4) A・ペーベルやW・リープクネヒトを中心とした正統マルクス主義に立つた社會民主労働黨と、ラッサールにひきいられたL・シュタインにおける國家と財政學

る全ドイツ労働者協會は、一八七五年のゴータ大會において合同し、社會主義労働黨を結成した。

(5) 『歴史における強力の役割』同所。

このような時代の轉換、資本主義社會成立の過程において、財政學の課題と内容も、必然的に大きな變化を蒙らざるをえなかつた。領土國家の家計の學問としての意義は既に失われて、新しい租稅國家に特有な立憲的財政制度をめぐる種々の問題が、財政學者の前に提出されてきた。これによつて、財政學者は、官房學的な狭い視野においてではなく、イギリス・フランスなどの經濟學や政治學の成果をとり入れつつ、經濟總過程の循環との關連において、あるいは國家の全機能の分析の中で、財政學を體系化し、同時にまた、それによつて、近代的國家形成の直接の遂行者たるプロイセン官僚の依據し得るような財政上の原則を提示するという任務を負わされることとなる。この場合、既に指摘したように、労働者階級の擡頭によつて社會問題化して來た階級的對立に對して、財政學は國家財政の觀點からする然るべき方策をも示すように、要請されていたのである。

これらの課題をになう代表的な財政學者として、ローレンツ・フオン・シュタイン(一八一五—一九〇〇)、アルバート・シェフレ(一八三一—一九〇三)およびアドルフ・ワグナー(一八三三—一九一七)の、通常、ドイツ財政學の三巨星と呼ばれる三人があげられよう。これらの學者は、共通の課題をになつたものではあるけれども、そのにない方において、かなりの相違が認められる。シュタイン

は、その國家觀の理念的支柱を絶対王制に求め、動搖する社會の内に新しい要素の成長を見出しながらも、ドイツの將來の方向を絶対王制の再生と新事態へのその適應とに見出そうと試みた。これに對して、ワグナーは、ビスマルクのポナバルト的支配への信頼に立脚して、國家社會主義の理念を明確に打出し、既に獨占資本主義の段階へ移行しつつある社會において、階級的對立の調停者たることを意圖していた。基本的立場のこのような相違は、彼らの財政學の位置づけにも反映している。前者が財政學の國家學・行政學との關連を強調したのに對して、後者は社會政策學との關連を強く意識していたと云えよう。(シエフレは、むしろ後者に近いと考えられる。)

この共通の課題のそれぞれにおける展開のしかたを共に考察することは、この小論においては不可能である。ここでは、シュタインにおける財政學體系化の過程を考察する。

マルクスとシュタインは同時代に生きた。ともにヘーゲル哲學を學びながら、前者がそれを唯物辯證法への發展という形で批判的に繼承したのに對して、後者は觀念的な形のままそれを受けつぎ、これによつて社會理論を展開する。一八四八年の革命後、マルクスは、『經濟學批判』、『資本論』等によつて市民社會のメカニズムを分析すると同時に、「國際労働者協會」の實際的な指導にもたずさわつた。シュタインは、革命前後、社會運動の考察に多大な關心を示し、ラッサールと多くの點で共通する主張をのべていたが、一八五四年にウィーン大學に職を得て以來、次第に實際の政治や社會の問題からは離れて、主として行政學の研究に没頭してゆく。この時期に、

彼は「財政學教科書」<sup>(2)</sup>を出版したのである。<sup>(3)</sup>

マルクスとシュタインは、幾つかの共通の遺産を受けつつが、その活かし方で全く異つていた。この事情を念頭におき、今迄述べて來た時代の動向を前提としつつ、次のような問題について考えてゆきたい。すなわち、初期の社會理論の中核となつたヘーゲル的國家觀が、後期の行政學殊に財政學の體系化とどのような關係にあるのか、また、この體系化においてどのような役割を果したのか、という問題についてである。

註(1) Stein, Lorenz von, Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, Leipzig, 1850. 以下本書よりの引用は Geschichte とのみ略記する。

(2) Stein, L. von, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, Fünfte, neubearbeitete Auflage, Leipzig, 1835. 以下本書よりの引用は Lehrbuch とのみ略記する。

(3) シュタインの生涯については、シュタイン『財政學序説』神戸正一譯の譯者序説を参照のこと。

## (二) 國家と社會

シュタインは主としてその前半生において、社會理論を研究した。<sup>(1)</sup>一八四二年に、彼は『現代フランスの社會主義と共產主義』<sup>(2)</sup>を書き、フランス社會主義運動を初めてドイツに紹介したが、それはやがて『一七八九年より現代に到るフランス社會運動の歴史』<sup>(3)</sup>一八

五〇年)として書き改められる。彼は、この書において、一八四八年の二月革命の經驗に立ちつつ、社會の階級的對立とその運動法則を明らかにしようとしたのであつた。そこでの彼の論旨を追いながら、國家、社會およびその關係について見てゆきたい。

註(1) その成果は System der Staatswissenschaft, Bd. II,

Die Gesellschaftslehre. I. Abteilung: Der Begriff der Gesellschaft und die Lehre von den Gesellschaftsklassen. Stuttgart und Augsburg (431 S.) に集約される。

(2) Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreichs. Leipzig (XII und 475 S.).

シュタインにおいては、國家は、人格的國家としてあらわれる。すなわち「統一ある人格にまで高められた萬人の意志の共同體であつて、この共同體は國家の行爲としてあらわれる。」<sup>(1)</sup>そして、國家は憲政と行政によつて「萬人の發展、すなわち成功、富裕、能力および知性を、國家みずからの最高權力を用いて獲得しよう努力しなければならぬ。」<sup>(2)</sup>ここに示された國家の原理は、彼が自ら肯定しているように、理念としての國家の原理にはかならない。しかし、國家は、實際は、どのような状態にあるだろうか。現實の國家は、どのような原理を、ごく稀れにしか實現しない。國家が國家權力もろとも屢々正反對の方向に引きさらわれてゆくのは何故であり、又國家が前進すべき時に國家を引きとめるものは何であるか。<sup>(3)</sup>と彼は問

L. シュタインにおける國家と財政學

う。その理由を、彼は次の點に求める。すなわち、國家の構成員である人民は、同時にまた社會を構成し、その社會の生活原理が國家のそれと全く異つてゐる、と考える。<sup>(4)</sup>

註(1) Geschichte, Bd. I, XXXIV, 猪木正道譯『社會の概念と運動法則』六二頁。

(2) Ibid., XXXIV, 猪木譯六三頁。

(3) Ibid., XXXVIII, 猪木譯六九頁。

(4) この點について、マルクスは、全く對象的に次のように述べている。「國家と社會制度とは……相異なる二つのものではない。國家は社會制度である。國家が社會的弊害を認めるかぎり、國家はこれを人力のおよばぬ自然法則のなかにもとめるか、國家から獨立した私生活のなかにもとめるか、または國家に依存する行政の反目的性のなかにもとめるか、いずれかである。」(傍點・著者)『プロシヤ王と社會改革』にたいする批判的傍註『選集補卷四、二〇六頁』

シュタインは、社會の生活原理を次のように考える。「所有の分配によつて與えられる隷屬は、社會の具體的形態を規定するのに反して、利害の關心は、社會の動的原理をなす。」<sup>(1)</sup>すなわち、第一に、社會における人間關係を規定する要素として、無産者の有産者に對する隷屬、換言すれば、私有財産秩序を基底とした支配・被支配の關係が指摘される。この關係は次のようにして生ずる。財貨所有の多寡は人格發展の尺度をなすから、誰でもより多くの財貨を獲得しよ

うとする。しかも、誰でも勞働力は所有するが、勞働力を利用して財貨を得る際の前提となる素材は、一部の有産者の財産となつてゐる。それ故、人格の發展は財貨の獲得を願望する無産者は、有産者に對する隷屬關係に自己を置く場合にのみ、その願望を達し得る。かくて、隷屬が社會關係を形成する要素となる。第二に、かかる關係から發生し、またその關係を再生産する要素が、利害の關心に求められる。この關心は、資本所有者、土地所有者、勞働者等のそれぞれにおいて、あるいはまた、同じ範疇の中で大所有者と小所有者とにおいても、異つた形であられるが、そのおのおのにおいて人格の發展は財貨獲得は自己の利害を規準とし、他者に對して自己への隷屬を要求するものとなつて、社會の諸階級の對立は一層深まる。かくて、シュタインにおいて、國家の原理と社會の原理は、直接矛盾するものとして、把握される。

註(1) Geschichte, Bd. I, XII, 猪木譯七四頁。

(2) このような社會關係の規定のしかたを、マルクスは次の如く批判している。「しかし、無所有と所有との對立は、勞働と資本との對立として把握されなかつたが、まだ中立的な、その内面的關係に對する活動的な連關においてとらえられていない、まだ矛盾としてとらえられていない、對立である。」(經濟學と哲學とにかんする手稿) 選集補卷四、三三七頁) さらに、マルクスは、私有財産の運動を、次のように辨證法的過程として定式化する。(一)資本と勞働の統一、(二)兩者の對立および兩者それぞれの自己との對立、(三)諸對立の衝突(同上三二八頁)。

ここに、シュタイン的な規定の批判から、マルクスにおける勞働者と資本家の階級關係の、あるいは資本制生産様式の、基本的矛盾の解明が始つてゐることを知り得る。

(3) シュタインにおける「階級」という言葉の意味は、結局、利害を共通にする人々の集團ということにならざるをえない。  
(4) Geschichte, Bd. I, XXXVIII-XLIV, 猪木譯七三一七頁。

このように矛盾した二つの原理によつて生ずる國家と社會との闘争の過程を、シュタインは、「社會の運動法則」によつて説明しようとする。この法則は、現實において次のように展開される。

第一に、不自由の生成。すなわち、社會を支配する第一の階級による國家權力の獨占的掌握、特權、身分及びカストの形成、憲政と行政との自己の利害に應じた配置、これらの事實は必然的に、また不可避的に生じて来る。國家の意志はもはやその眞實の意志ではなく、國家は隷屬性の原理のために自己と自己の本質とを失つた……つまり國家は不自由になつた。第二に、自由への運動、自由の現實が、この不自由に對置される。自由の基礎は、抽象的には、「國家と社會とよりも一層強力で、兩者を再び自由のために奉仕すべくしむけるもの」としての人格とその本分であり、現實的には、精神的・物質的財貨の獲得をめざす隷屬階級の支配階級に對する闘争として現れる。前に述べた不自由のもとにおいて、この自由への運動は、政治的改革として、その要求を貫徹しようとする。

註(1) これと同じ考え方が、ラッサールの中にも見出される。ラ

ッサールは、『勞働者綱領』において、ブルジョア階級の階級支配を論ずるに當つて次のように云う。「一箇の大市民と雖も、猶決して其故をもつて、直ちにブルジョワたるものではない。……大市民が大なる資産の事實上の便宜に満足しないで、市民的所有、即ち資本を、更に又國家に對する支配に参加し、國家意志及び國家目的の決定に参加する條件ともなさんと欲するならば、其時始めて大市民はブルジョワとなり、其時彼は所得の事實を政治的支配の法的條件となし、其時彼は今其特權の支配的刻印を一切の社會的制度に施さんと欲する……特權階級として自己を特徴づけるのであります。」(Gesammelte Reden und Schriften, hrsg. v. E. Bernstein, Berlin, 1919, Bd. II, S. 173-4, 小泉信三譯三七三九頁)

(2) Geschichte, Bd. I, LXV, 猪木譯一〇八頁。

(3) Geschichte, Bd. I, LXXII, 猪木譯一二〇頁。

ここで、問題は政治改革の内容に移る。シュタインは、隷屬階級の劣弱さと精神的貧困の故に、共產主義・社會主義の理論を否定し、「その本性上下階級を向上せしめて彼等自身の課題を達成せしむる權力」すなわち國家によつて助けられる社會民主主義改革を提唱する。この改革は、次のような内容から成り立つ。第一に、そのもとに實現しようとする目標は、勞働の組織化(國家は企業者となり勞働を監督し、利潤分配を規制する)と、信用の組織化(勞働者に對する無利子の貸付を國家が行ない、彼等の財貨獲得活動を容易な

L・シュタインにおける國家と財政學

らしむる)の二つであるが、それらの實現にあつて、隷屬階級は憲政と行政とを支配階級の獨占から奪い返さねばならない。その手段として、普通選舉權の獲得、施行と、勤勞階級の社會的隷屬の揚棄があげられる。最後に、上述の事態を實現する可能性ある道として、革命ではなく改革をえらぶべきであると考へる。革命は「プロレタリアートと民主主義派とが國家と國家權力とを屈服させる」ことにはほかならないが、プロレタリアートには、國家權力を掌握するために必要な眞の内面的資格が缺けてゐるから、革命はただ、貧困と混亂とをもちたらずにすぎない。このような革命を回避するために社會自身の利害關心が、改革を要求する。有産階級が彼等自身の最高の利害をよく理解すれば、彼等の社會的勢力の全部をあげて、國家と國家權力とのあらゆる援助を得て、社會改革のために倦むことなく活動するように、自己の利害關心そのものによつて要請されてゐることを意識する。かくして、改革とは、國家權力の援助のもとに支配階級の睿智と洞察によつて上からの政治的・社會的變革として、實現されるものにほかならない。

註(1) Geschichte, Bd. I, CXIII, 猪木譯一八二一三頁。この點においても、シュタインとラッサールは共通の考え方に立つてゐる。たとえば、ラッサールは「勞働者階級は、既にその個々の成員が置かれてゐる無力無援の境遇によつて、次のこと、すなわち、個人をたすけ全員の結合によつて、個人が個人としてよくせざるが如き發展を遂げさせることが國家の使命であり、又あらねばならぬということ、深く感受してゐる」とす



る (Lassalle, F., op. cit., S. 198. 小泉譯六六頁)。そして、かかる使命の遂行は、國家の道德的本性であると考ふる。マルクス、エンゲルスとならんで、ドイツ社會主義運動を指導し、またそれに大きな影響をあたえたラッサールの國家觀が、むしろシュタインのそれと近似しているのは興味ある事實である。

(2) このような主張は、よく知られているラッサールの二つの主張を、私たちに想起させる。すなわち、生産信用組合に對する國家補助の要求と、普通選舉權の要求との二つの主張である。

(3) Geschichte, Bd. I, CXX, 猪木譯一九二頁。

(4) シュタインの、プロレタリアートに對するこのような見方は、後になつても變更されなかつた。この不信の念は、彼自身の貴族階級の出身としての社會的・經濟的背景にその基礎を持つてゐる。彼の思考も、自己の階級的基礎の維持存続に對する幻想に助けられて、マルクスがしたように、プロレタリアートが既に持つてゐる「ドイツ解放の積極的可能性」を認識するには到り得なかつたのである。マルクスは「社會の他のあらゆる階層をみずから解放し、それとともに社會のあらゆる階層を解放しないではみずから解放出来ない一階層」すなわち、プロレタリアートの階級的形成こそ、ドイツの全般的解放の積極的可能性を意味すると考へた(『ヘーゲル法哲學批判序説』選集補卷四、一九〇頁)。

(5) Geschichte, Bd. I, CXXX, 猪木譯二〇九頁。

(6) なお、紙數の制限から十分にふれなかつたが、「人格の發

展」を論ずるに當つての彼の論理に注目すべきであらう。その概念の非歴史的な、觀念的な設定のしかたが問題となる。

このように展開されて來た、社會の運動法則に關する彼の論理の中で、特に「國家」をめぐるその問題點を指摘しておこう。

その本質上、理念として規定された人格的國家、その理念の現實化したものとしての國家は、シュタインにおいては「君主制」のうちにも最も純粹な形で見出される。そして、それが社會變革の推進者としての役割を負わされた時、特に「社會改造の王政」と呼ばれる。シュタインは、これこそ、ドイツの未來を託そうとした。

この「社會改造の王政」を、具體的な歴史のうちに見出そうとすれば、それは、かの絶対王制であると云えよう。勿論、時代おくれになりつつあるそれを、そのままの形で再現しようとは、シュタインも考へない。彼は、近代國家の資格とも云うべき立憲的體制を説き、憲政と行政との重要性を強調しつつ、猶且、その支柱を「王政」に求め、兩者の折衷を試みる。しかし、このようにして組立てられた國家觀は、その後のドイツ史の進展によつて變形せざるをえなくなる。一八八五年に彼が著した『財政學教科書』(第五版)においては、憲政に對する行政の優位(憲政は過去及び現在に、行政は未來につながる、と考へる)が強調され、「王政」と云う言葉は消えた代りに「行政國家又は勞作國家」(der arbeitende Staat)の理念が掲げられる。そして、この「勞作國家」の理念は、彼の行政學・財政學等の中心に位置するものであつた。

この國家觀の變遷について、恐らく次のように云うことが出來よ

う。立憲的王制として折衷的に構成された彼の國家觀において、重要な一つの柱をなしていた立憲的體制は、シュタインの經驗したドイツ史において、終始一貫して夢以上ではあり得なかつた。しかし國家權力は、諸階級に對しては相對的獨自性を保ちつつ、支配的諸階級にはその利益の保護者として(なかでもブルジョアジーには、その政治的執行權力を委託した相手として)現象し、その官僚行政は多くのものを期待され、要求されてきた。客觀條件のかかる變化と、それに對應しようとするシュタインの努力とが、立憲的王制から勞作國家への理念の變遷をもたらしたのである。(勿論、後者の場合にも、理念の現實化として國家を見ることにはかわりない。)しかしました、その結果においても、それが、前に述べたようなボナパルト的支配に十分對應し得るものではなかつたことを、一應指摘しておく。

註(1) Geschichte, Bd. I, XXXVII—XXXVIII. 猪木譯六八頁。

(2) Ibid., Bd. III, S. 49. 猶、この點からシュタインを「國家社會主義の始祖」と呼ぶ者もある。Vgl., Thier, Erich; Robertus, Lassalle, Adolph Wagner, Jena, 1930, S. 13.

(3) この點について、先のラッサールの國家觀との關係を明らかにするために、エンゲルスの批判を見てみよう。國家は「ヘーゲルが主張するような『人倫的理念が現實化したもの』『理性が形象化し現實化したもの』でもない。それはむしろ特定の

L. シュタインにおける國家と財政學

發展段階における社會の一產物である……社會から出て、しかもその上に立ち、それからますます遠ざかつてゆくこの權力が國家である。』(『家族、私有財産及び國家の起源』選集一三卷、四七三—四頁)

(4) Lehrbuch; Einleitung, S. 15. 神戸正一譯『財政學序説』二〇頁。

(5) Ibid., S. 14. 神戸譯一八頁。

### (三) 財政學と國家社會主義

シュタインは、その『財政學教科書』(第五版)序説(一八八五年)の中で、「財政學と國家社會主義」について特に節を設けて、主としてワグナーの國家社會主義的財政政策を對象として論じている。その論旨は、(一)に論じた彼の社會・國家の理論と、財政學の體系との關連を見る際の手掛りを提供してくれるので、これを中心として、必要に応じて他の部分をも参照して、最初にかかげた課題に答えてゆきたい。

註(1) Lehrbuch; Einleitung, SS. 148—159. 神戸譯一九一頁—二〇七頁。猶、以下特記ことわりのなう場合は、同所への引用である。ワグナーのこれに對する反批判としては Finanzwissenschaft und Staatssozialismus, Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 43. Bd., 1887, SS. 37—122, SS. 675—746. がある。

シュタインは「我々の領域においても現代の特徴をなすものは、  
「疑いもなく財政學における社會的、理念的登場(傍點)著者」であ  
るとする。この社會的理念の一つ、すなわち、共產主義的學説は、  
「危険」であり、且つ「妖怪」であるとして斥けられ、「これとは全  
く趣を異にした」社會主義的學説が取上げられる。「その基本思想は  
他ならぬ興隆しつつある無産者の階級運動を、國家を通じて經濟上  
確保された生活を創造することによつて、促進することである。」こ  
の思想が憲政の領域にまで及んで来たことによつて、財政制度の運  
營上無視しえぬものとなつた。現實の國家の政治に關する問題とな  
つて来たこの思想を、彼は國家社會主義と呼ぶ。

ところで、國家社會主義と財政學は、どの點で關係を持つてい  
るのだろうか。「勞作國家による下層階級向上の任務」にもとづいて、  
次の二つの問題が起きる。一つは、彼が「社會的階級行政」と呼ぶ  
もの(収入が各經費項目にどのように配分されるかという問題はこ  
の中に含まれる)。他の一つは、現行租税制度が、社會的階級行政と  
いかなる關係に立つたか、という問題である。後者のみが、財政學の  
課題となる。そして、そのことは、社會的租税制度のあり方如何を  
問うこととなる。これは、次の二つの方向、有産者への新課税、無  
産者の減税(殊に間接税の軽減)において現れる。このいずれを問  
わず、財政學は次のことを主張する。「資本自身を形成するもの即ち  
經濟的所得によつてのみ、租税は一般に可能となるのであるから、  
収入の用途の種類と目標とにそのものとしては絶対に關係なく、直  
接税も間接税も、それが資本の形成自身を不可能にする程高くなる  
所に、その限界を認めなければならぬ。如何なる目的のためにせ

そして、「一切の租税の眞價は、該租税がその條件をなす行政の國民  
經濟的價值の中に存する。」かくて、租税徴收、經費支出および民間  
の經濟活動、この三つの過程を貫く「再生産的性格」を保證するも  
のは、國家の有效な行政であり、國家理念をその一身に體現せる爲  
政者の判断である、ということになる。更に、この行政は、かの入  
格的國家の一機能であつて、國民の人格的發展に寄與するものと規  
定されている。

ここで明らかのように、國家財政の「再生産的」な性格は、國家  
經濟の本質規定、經費論、租税論の三つの面から統一的に把握され  
しかもその最終的な決定權は、神祕化された行政國家の理性に委託  
される。

第二に、社會的租税制度の限界について最高の原理をなすとされ  
る、資本形成の維持・保全について見てみよう。シュタインにおい  
て、資本形成とは、國民經濟における財貨の生産・消費・再生産の不  
斷の過程の總體を意味している。この過程に租税がかげられる時、  
それは、かかる再生産過程から生ずる純所得のみを對象とすべきで  
あつて、資本そのものへの課税は、個別經濟を破壊し、従つて、純  
所得はその基礎を失つて、税源の喪失、國家の破滅を導く。租税に  
よつて資本をその所得と共に根絶しようとする「共產主義的學説を  
拒否し、社會主義的學説に對しても嚴重にその限界を守るよう主張  
するのは、まさにかかる論理からであつた。

この資本形成維持の論理は、第一に述べた國家財政の再生産性を  
保證する原則でもあるので、より一層その内容に立入つて検討して  
見よう。彼は、「……あらゆる租税の總額は、年々生産の剩餘價值と

よ、租税によつて所得を奪うならば課税によつて課税自身の源泉を  
根絶するものである。……あらゆる租税の形態は、……これによつ  
て所得がその資本形成力を失う限界をば……決して犯してはならぬ  
ということ、……無條件に財政學は主張せざるをえない。何と  
なれば、……財政の要求は、勞働者階級のこれに對する將來の貢獻  
が減少することによつては、決して減少しえないので、間接課税の  
廢止の不可避の結果が直接税の引上げとなるに相違ない。……課税  
の上述の限界そのものが國家収入の増加を可能とする限りでのみ、  
あらゆる社會的任務は可能である。」この引用のうち、彼の財政學  
の基本的内容とも關連しあう幾つかの重要な問題點が含まれてい  
るので、それらを中心にしてしばらく考察して見よう。

第一に、國家財政需要そのものは所與とみなされ、官僚機構を通  
じてなされる經費支出の不生産性如何は検討されず、むしろ、經費  
支出は生産的であるという前提に立つて、すべてが語られている。  
シュタインは、國民經濟から國家の収入として調達された價值が  
行政支出として再び國民經濟に還流する、その過程を、有機的循環  
として把握する。この循環が永續し得るためには、國民經濟に對す  
る行政の價值が、前に租税として徴收された價值に、少くとも匹敵  
するものでなければならぬ。國家消費としての經費支出は、更に  
再生産的でなければならぬのである。「經費の再生産性は、國家が  
投資から獲得する利子に存せず、行政における經費の使用による全  
國民經濟の振興にある。」他方において、「租税生産(Steuerprodukt  
tion)」の理論が、これに對應する。すなわち、「納税力は租税を、  
租税は行政を、そして行政は再び納税力を生み出さねばならない。」

して國民によつて現實に生産されねばならない。換言すれば、國民  
經濟の一切の生産の價值は、年々その他の生産費以外に、租税の額  
だけ大きくなければならぬ……とする。しかし、ここで注意し  
ておきたいことは、古典派經濟學において、資本と純生産物との關  
係を明らかにし、後者のみを眞の税源とみなした際の論理と、シュ  
タインのそれとは、基本的に異つていふことである。まず、  
シュタインにおいては、資本家・勞働者等の諸階級が、根本的には  
財貨所有の量的差異によつて區別され、その物質的基礎の歴史的性  
格の相違は全く無視される。従つて、勞働者も資本家も同じように、  
程度の差こそあれ、純生産物又は純所得を取るとされる。次に  
彼は、資本の概念として次の三種類、すなわち、材料・動力・生産  
物より成る財貨資本と、不斷に獲得された剩餘より成る價值資本  
(貨幣資本)と、前二者より収入を作り出す經濟的個人的能力であ  
る人格資本をあげるのである。資本がこのように漠然とした内容の  
ものである以上、その資本の回轉から得られる純所得も、個人の總  
所得から生活必需經費を差引いた殘餘と云う意味を持つに過ぎない  
ように思われる。「租税負擔が結局純収入に歸着するコースを見究め  
ようとする租税轉嫁論」が、シュタインにおいて積極的な意味を持  
ち得なかつたのも、このような彼の論理構造から来る當然の歸結で  
あろう。彼は、租税轉嫁論を、生産的行政支出による受益者と現實  
の納税者をつなぐ過程として、即ち、租税生産の一環として考察  
すべきであると考へる。このような形で論理が進められるかぎり  
において、シュタインの理論は、市民的經濟學の觀點からではなしに  
神聖化された國家經濟學の觀點から、經濟循環の過程への國家財政

の介入を説明しようとすることになる。<sup>(8)</sup>資本形成の維持・保全、純生産物の課税と云う彼の考え方に含まれるこのような問題は、まず、資本制生産の拡大にもなつて強まつてくる生産力発展の衝動を國家が認めざるを得ないと云う事情を反映すると同時に、さらに、國家的理性の観点から、前述の國家財政の再生産性という論理によつて、このような上昇期にある資本制社會の中の、ドイツ帝國の「行政國家」あるいは「高くつく政府」としての存在を、正當なるものとして意義づけようとする、その折衷論的な性格を示すものと云えるであろう。

シュタインの財政學は、このような基本的性格を持つものであつたが、これをぬきにして社會的租税制度に對する彼の態度を理解することは出来ない。彼は、國家収入を減ずることなく(あるいは、むしろ増加させて)、しかも資本形成を維持するという「高くつく政府」の要求を前提として、社會的租税制度を容認する。しかし、派生的な問題としてであつて、ワグナーのように、租税政策の基本的課題をなすとは考えない。ワグナーの國家社會主義は、シュタインが恐れた程過激なものではなく、支配階級の側からする改良主義的な租税政策を唱えるものに過ぎなかつたが、シュタインには、このワグナーの主張の既に獨占段階に入りつつあつた社會で持つ意味が十分に理解されなかつた。共に國家權力の側に立ち、國家權力のための財政學を理論化していつたこの二人が、このように相異つた見解をとるに到つたのは、その置かれた客觀的條件と同時に、その國家觀における若干の相違によるものである。<sup>(9)</sup>

ワグナーの國家觀が現實の政治關係の影響を強く受けていたのに

對し、シュタインの理論において支配的であつたのは、彼の初期の社會理論、後期の行政學等において一貫している理念的・人格的國家である。財政學においてもこの國家が、經費の再生産を、租税生産を、そしてその有機的循環を保證し有效ならしめる役割を果しているのである。かかる「人格的統一にまで高められた」神聖化された國家にとつては、特定の階級的利益に奉仕するような社會政策や社會的財政政策をとることは、自己矛盾を意味することになる。

同時にまた、財政學史の系譜から云つても、彼は、イギリスの古典派經濟學を取り入れて、ドイツ資本主義を育成しようとしていた後期・啓蒙的カメラリズムの影響下にあり、ドイツにおける獨占資本主義の段階での新たな財政問題・社會問題に對する十分な準備を持ち得なかつた。これに對してワグナーは、シュエフレやシュモラー等の倫理的人間學の見地を受け継ぎ、シュタインの純所得課税の理論を非難し、折衷的にはあり乍らそこに殘されていた古典派經濟學の影響を否定する。そして、消費經濟的な観点に立つて、「分配の公正」を目ざす「社會的租税政策」を強調し、獨占段階での社會問題にこたえようとしたのであつた。

シュタインの理念的國家觀は、社會理論から行政學・財政學へと引繼がれて、理論の中核をなしたのであつたが、他方、社會變革の理論そのものは發展を見ず、後年においては消極的にしか觸れられなくなつていく。この變化は何によるのであろうか。この間に對して、おそらく次のように答えることが出来る。かつて彼が求めた、國家權力によつて援助される勤勞階級の運動は、實際には、その後の急激な社會の發展の中で、社會民主主義政黨の成長と共に、

國家權力に明らかに敵對する運動として進展した。<sup>(10)</sup>この運動は、貴族の出身としての彼の階級的基盤をも動搖させるものであつた。このような事態に立到つて、彼の觀念的な社會理論は、その内容を放棄して現存社會秩序の維持を志向する方向へと轉換する他はなかつたのである。他方、彼が反プロイセン的な自由思想家として描いていた、オーストリアを盟主とするドイツ統一の夢も、ビスマルクによるプロシヤ中心のドイツ帝國統一の達成によつて、遂に瓦解してしまふ。かかる事情は、彼をして、現實の諸問題に對する發言と行動とにおいて一層消極的ならしめた。しかし、彼は、この自己の理念の破綻が、思考の非歴史的・觀念的性格にもつくことを意識しない。彼は、むしろ、そこから一層強固に理念的國家觀を發展させようとし、國家權力のあるべき姿を行政學・財政學等によつて追究しようとする方向に進んだのである。ここに、まず、ワグナーとの分岐點、従つてまた、シュタインがボナパルト的體制のもとでの諸問題に十分對應し得なかつた理由を求めることが出来るであろう。そして、一旦その觀念的進歩性を現實によつて否定された社會理論を、かかる行政學や財政學の内に含むことは、最早、彼においては不可能となり、それは、ワグナーの國家社會主義という試みに席を譲るはかなかつたのである。

註(1) Lehrbuch, I. Teil, S. 26. 神戸譯三三頁。  
(2) Ibid., II. Teil, S. 96.

(3) Ibid., II. Teil, S. 338.  
(4) Ibid., II. Teil, S. 339.  
(5) Ibid., II. Teil, S. 97.  
(6) Ibid., II. Teil, S. 556.  
(7) 高恭彦『財政學原理』一四〇頁。  
(8) シュタインは次のように考へる。ケネーヤスミスは、財政學の獨自性を無視してそれを經濟學 (Political Economy) の擴張又は付録として扱ひ、行政をもつて「官僚的活動又は王侯の恣意の祕せられた領域」(Lehrbuch, Einleitung, S. 2. 神戸譯二頁)とみなし、その制約外にある經濟生活の自然法の上に財政理論を展開した。これらは、財政評論ではありえても、眞の體系的國家的財政學ではない。  
(9) ワグナーの國家觀にドイツ古典哲學の影響を認めるものもあるが、それはむしろ間接的であり、又弱かつたことを指摘している。(Thier, E.; op. cit. SS. 104-114)  
(10) シュタインの思想が、ラッサールと多くの點で共通していることは、既に指摘した。このラッサールが、勞働者階級を懐柔しようと思圖するビスマルクと會見して非難され、また諸種の理論的誤謬を犯して批判され、後の勞働運動には大きな影響を與えながらも、社會民主黨から否定し去られたことは、この二人の人物の考察にあつて興味ある事實である。